

カラマツ・ヒノキの製品認証制度について

1 はじめに

信州の代表樹種であるカラマツ材の用途は、昭和50年代初頭までは土木用材が主体でした。しかし、現在では「ヤニ処理」技術を含めた人工乾燥技術の普及により壁板等の内外装材をはじめ家具用材及び集成材といった乾燥、切削、接着等高度加工したグレードの高い製品がたくさん生産されるようになりました。このような状況の中で、「信州からまつ製品」の一層の品質の確保と需給の安定化を目指していくためには、製品の認証制度による規格・品質の揃った「銘柄化製品」を生産することが重要となってきました。このような状況から、県林務部では平成2年度から「県産材銘柄化促進事業」（主として県産材振興対策協議会が事業本体）を進めています。平成4年度までが「カラマツ製品」について、また平成4年度から平成5年度にかけては、木曽地域を含めた県内人工林ヒノキの「ヒノキ製品」の品質の確保と需給の安定化を目的として製品認証制度を進めようとしているところです。

ここでは、これらカラマツ・ヒノキ製品の認証制度についてその内容を概説し、とくに製品の製造にとって最も重要な「認証基準」について「乾燥基準」を中心に記してみたいと思います。

2 認証制度の仕組み

製品の認証制度を進めていくためには、主として規格・品質の揃った製品を製造する「製品製造工場」と認証対象品目の決定及び製品認証基準の決定等を受け持ち製品製造工場の認証を行う「製品認証センター」が必要です。ここでは、現在活動している「信州からまつ製品認証センター」を中心に概要を述べてみます。

(1) 製品認証センター

名称は、「信州からまつ製品認証センター」（以下センターという）ですが、ヒノキ製品に関する認証制度が始まると、一括して「信州木材製品認証センター」（仮称）となる予定です。組織は、県産材振興対策協議会や協同組合信州

からまつ工業会など6団体で構成し、事務局は長野県木材協同組合連合会に置かれています。

事業内容については、図に示すとおり、②から④および⑦から⑩までが主なものです。とくに②と⑦については、センター内に置かれた「製品認証審査委員会」が当たることになっています。

(2) 製品製造工場

認証を受けようとする製品製造工場はセンターに認証承認申請書を提出して審査を受けます。認証されれば認証ラベルを購入して製品に貼付して、認証工場の製品であることを明らかにします。

(3) 製品対象品目と認証基準

1) 製品対象品目

信州からまつ製品については、次の4品目ですが、今後は工芸用部材やログハウス部材などの製品についても対象品目として検討されるようです。

- ① 建築内・外装部材（板類）
- ② 集成材
- ③ 家具部材
- ④ 建具部材

人工林ヒノキ製品については、現在のところ次の2品目ですが、これも工芸品や集成材などが、今後の検討対象品目となるようです。

- ① ひき角（柱）
- ② ひき割材

2) 認証基準

まず、「乾燥基準」について記してみましよう。木材加工製品にあっては、製品の木材含水率はその品質を左右する重要な要因の一つであると言っても過言ではありません。地域によっても多少異なりますが、木材を天然乾燥しますと、その含水率は減少して、ほぼ15%の含水率に達し、多少の変動はありますが、この値を持ち続けます。この含水率を平衡含水率といいます。したがって、仕上がり含水率の15%の木製品をこのような自然

条件下で使用する場合は問題ありませんが、今日のように暖房や冷房の入った人工気象条件下の室内で木材を使用した場合は、木材含水率は15%以下になってしまいます。含水率の減少は、同時に収縮や割れなどの欠点を誘発するため、今日ではあらかじめ室内に使用する木製品は、その環境下での平衡含水率を想定して、人工乾燥によって含水率を想定値まで下げて木材を使用することが重要です。一般には含水率8~12%が普通です。

認証基準を考える場合、各々の製品について人工乾燥による基準含水率を定めていますが、製品の乾燥基準が「日本農林規格」で定められているものにあっても（例えば、板類、集成材、ひき角・ひき割材等）、前に記したように製品の品質安定のために、各製品の乾燥具合を「日本農林規格」よりさらに厳しく定めてあります。たとえば、建築内・外装部材（板類）では内装用が10±2%、外装用が12±2%としてあり、集成材の挽板（ラミナ）では10±2%、家具部材や建具部材にあっては、最も厳しく、その含水率は8±2%（建具部材での外部用は12±2%）としてあります。ちなみに「日本農林規格」では「板類」や「ひき割り類」、「ひき角類」などは「含水率15%以下」となっているだけで細かな規定はありません。

この、「乾燥基準」の他に各々の製品について「品質基準」（節、曲がり割れ等）、「寸法基準」（厚さ、幅、長さ等）あるいは一部の製品には「加工基準」（サンダー仕上げな



図 「信州からまつ」「きそひのき」の認証ラベル

ど）などによって細かな基準が作られていますが、これらの基準はほぼ「日本農林規格」に準拠しています。

3 おわりに

以上のように、規格・品質の揃った高付加価値製品を大量に、しかも安定的に供給できるような産地化を図ろうとするのが製品認証制度ですが、このためには、地域の森林資源の充実とこれらを原料とする加工部門との密接な結合関係を作り上げて行くことが重要となります。たとえば、原料供給部門（川上と呼ばれる）からの死節や曲がりのない良質な原料供給が、加工部門（川下と呼ばれる）での優れた製品の生産につながります。有名な「東濃ヒノキ」製品でもそれをバックアップする原料供給部門が、枝打や間伐などの育林技術がしっかりしているからにほかなりません。本県のカラマツ及びヒノキ製品に対しても、このように川上と川下が一体となった体制が林業関係者一丸となって築かれることを希望しています。

木材部 武井

信州からまつ製品認証制度フロー図
(信州ひのき製品認証制度フロー図)

